

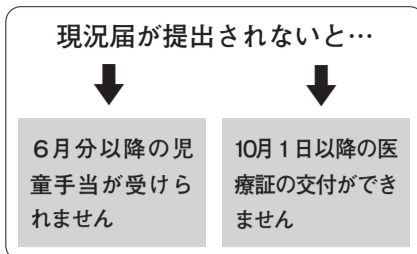
現況届の提出はお済みですか

乳幼児医療費助成制度・義務教育就学児医療費助成制度・児童手当

現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は、9月30日までです。医療証の継続のためには現況届の提出が必要です。また、児童手当を受給して、21年度の現況届をまだ提出していない方も、至急手続きをしてください。現況届の用紙は6月12日付けで、現在受給中の方へ送付しています。



【新たに受給の対象になる場合もあります】これまで所得超過により、義務教育就学児医療費助成や児童手当の対象とならなかつた家庭でも、21年度(20年度)に所得の減少・扶養家族の増加・国民年金から厚生年金への変更等があった場合は、受給対象となる場合があります。所得制限(左表参照)を参照の上、新たに対象となることを見込まれる方は申請をしてください。



乳幼児医療費助成、児童手当、義務教育就学児の医療費助成に係る21年度(20年分)所得制限額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 国民年金加入者等, 厚生年金・各種年金加入者. Rows show limits for 0 to 5 dependents.

※上記所得制限額未満の方が対象です。※乳幼児医療費助成制度は所得制限がありません。

市民税・都民税 年金からの引き落とし(特別徴収)が始まります

21年度は制度導入初年度のため、対象となるすべての方が6月・8月については普通徴収(納付書または口座振替)で納付されています。10月・12月・22年2月については年金からの引き落とし(特別徴収)になります。

22年度(次年度)は、21年度2月引き落とし金額と同額を、22年4月・6月・8月分の年金から引き落とし(特別徴収)になります。

23年2月分は、その年度の市民税・都民税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1に相当する金額を、年金から引き落とし(特別徴収)させていただきます。

この改正により、65歳未満で公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象とならない方についても、公的年金等から算出される市民税・都民税と給与やその他の収入から算出される市民税・都民税とを合算して、給与から天引き(特別徴収)することができなくなります。

引き落とし(特別徴収)開始後、東久留米市外への転出税額の変更、年金の支給停止等が発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

引き落とし(特別徴収)の中止の時期(引き落とし(特別徴収)の対象の方に前記の理由が生じた場合、市は年金保険者(社会保険庁等)に引き落としを中止する旨の通知をしますが、年金保険者が実際に21年10月支払い分から

※今回の制度改正は、納付方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

中止になる場合

引き落とし(特別徴収)開始後、東久留米市外への転出税額の変更、年金の支給停止等が発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

中止するまで時間を要します。市が年金保険者に引き落とし(特別徴収)の中止の依頼をしてから、年金保険者が実際に中止するまでの間に、年金から引き落としされた税額は、本人へ還付します。

市民税・都民税の納税義務の対象となる年金



東久留米市長選挙の期日等は12月20日(日)に決まりました

市選挙管理委員会では、21年1月19日任期満了に伴い実施される東久留米市長選挙の期日が次の通り決定しました。

7月1日付市の人事異動

「三ない運動」で明るい選挙を実現しよう

7月1日(日)は 寄附禁止強化期間です

政治家は有権者に寄附を「贈らない!」、有権者は政治家に寄附を「求めない!」

市税等の納付にご協力ください

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日等, 会場. Lists various consultation services like legal, traffic, business, etc.

Advertisement for 'お気軽に無料相談' (Free Consultation) for August, listing various services and contact information.